主 文 本件控訴を棄却する。 理 由 十戸に 浜附

本件控訴の趣意は、末尾に添附する弁護人守屋和郎名義の控訴趣意書に記載して あるとおりであるからこれに対し次のとおり判断する。

一、 裁判権の有無に関する論旨について。

占領は、国際法上認められた占領地における軍事的管理である。即ち占領軍は軍事上の目的を以て占領を行うのであるから、この目的遂行のため又は占領地の安寧、秩序維持のため占領地において国際法上認められた一定の権力を行使するのであるが、占領国はその占領によつて被占領国の領土権をも取得するのてはないから、その行う権力は一時的であり、かつその範囲は軍事上の目的に限られる従って占領という事実によつて占領国は被占領国の主権をも獲得し被占領国をしてこれを喪失せしめるというものではない。只占領期間中被占領国が自らこれを行使することか事実上制限せられるに過ぎないのである。主権の停止は主権の喪失を意味するものではない。

しかしその軍事上の目的に必要であるか又は占領地の安寧秩序維持のため必要でなけば法律の変革を行うべきでなく絶対の支障のない限りこれを尊重すべきであるとはへ一グ陸戦法規第四十三条に規定するところであつて、その必婁あるときは、占領国は被占領国の憲法その他の法規の如何に拘らず占領地に占領軍軍事裁判所を設立して裁判せしめ又は一時実体法規或は手続法規を停止変更せしめ或は占領国の任命した裁判官を罷免することもできるのではあるが、このことは占領によって被占領国はその固有の裁判権を喪失し、爾後占領国の裁判権のみが存在するにで被占領国はその固有の裁判権を喪失し、爾後占領国の裁判権のみが存在するに至るということを意味するものではない。只単にその占領朔間中前記目的のためにその行使のみを事実上制限せられるに過ぎないのである。国家の裁判権は国家の領土主権に基くものであつて、他国の干渉によりこれを喪失するものでないことに徴しても蓋し当然である。

日本国においてはその国権の作用として日本国内において罪を犯したものに対しては、その国籍の如何を問わず原則として日本固有の刑事裁判権の厳存することは刑法第一条等の規定によつて明らかな大原則である。

以上説述するところによって明瞭であるとおり、日本国の固有の刑事裁判権は占領期間中と雖も厳に存続していたのであつて、只占領目的遂行の必要上という理由によって特定の者に対してこれを行使することのみを制限せられていたに過ぎないのであるから、その制限の解除に伴う裁判権の行使はいうまでもなく日本国固有の裁判権の行使であることは勿論である。

従つて所論の如く占領期間中日本は連合国人に対する裁判権を喪失したと解し、 延いては前記覚書第二一二七号によつて占領軍軍事裁判所の裁判権の行使を委任されたものであるというが如きは誤謬も亦はなはだしいといわねばならない。

しかして被告人は米国の国籍を有し、日本において貿易業を営むものであるところ、本件起訴にかかる犯罪事実は、被告人は昭和二十六年三月下旬から同年四月中旬までの間四回に亘り東京都において米軍票を不法に所持したというのであるから、とりもなおさず被告人は日本国内において罪を犯した場合に該当し、刑法第一条第一項により日本国の裁判権に服しなければならたいことは言を俟たない。弁護人は、本件犯行は平和条約発効前の行為であるから被告人は所属連合国の裁判権の

みに帰すべきであつて、日本の裁判所に提訴することは違法であると主張する。平 和条約発効前においては日本国はその裁判権の行使について或る程度の制限を受け ていたことは前段説明のとおりであるから、もし右条約発効前に日本国の裁判所に 起訴されたものであるならば、日本国裁判所は被告人に対しその裁判権を行使でき なかつたともいい得るが、平和条約発効後においては、日本国の裁判権の行使には 何らの制限あることなく、元来厳存している日本国固有の裁判権を発動し得るので あるから、占領期間中の制限に関する覚書の如きはその適用なきことは勿論、爾後 日本国の裁判所は連合国人に対して日本刑法を初めその他の法規を全面的に適用処断することができることは言を俟たない。そして〈要旨〉犯人の行為が嘗て占領軍軍事裁判所において間擬されるものであると否とを問わないのである。従つて被告 人</要旨>の行為が仮りに平和条約発効前になされたものであつても、或は占領軍軍 事裁判所に起訴係属していたことの有無を問わず、日本国の裁判所は被告人に対し 全面的に裁判権を行使し得るものといわなければならない。このことは仮りに占領 軍軍事裁判所において有罪の裁判を受けたとしても、同裁判所なるものが我が国の 法制上日本国の裁判所に準じた取扱を受けず、従つて右裁判は日本国の裁判に対し て一事不再理の効力もないと解せられていること(最高裁判所昭和二十五年三月七 日第三小法廷判決同裁判所昭和二十八年七月二十二日大法廷判決参照)に鑑みても 明白であろう。

従つて被告人に対し本件犯罪につき日本国裁判所に公訴の提起をなしにことは洵

に適法であつて所論のような違法は存しない。 所論は本件は占領軍軍事裁判所に一旦係属した事件であつて、同裁判所が自己の 裁判権の行使を留保したものであり、いわゆる懸案事件であるから被告人の本国の裁判所において終結するを国際慣例とする旨主張するも、前段説明のとおり日本国 の裁判権がその固有の権限に基いて全面的に行使される以上弁護人の所論はこれを 容れる余地がない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事) 三宅富士郎 判事 河原徳治)